

公文書管理は何のため？誰のため？

～薬害事件の教訓から

2009. 5. 14

鈴木利廣

1. 薬害エイズ事件

*エイズ研究班資料(83. 6～84. 3)をめぐって

- (1) 訴訟の求釈明(94年3月)に対しては
「確認できない」(94年10月)
- (2) 1996年1月23日 菅厚生大臣・調査プロジェクト設置
26日 資料発見
2月9日 大臣報告・会見
2月21日 公表(30冊)
4月26日 最終報告(最終的に40冊9000頁)
- (3) 96年8月 東京地検強制捜査

2. 薬害肝炎事件

- (1) 被害者418名リストの取扱について
2002年 厚労省からの報告命令に基づき、三菱ウェルファーマ(当時)
が、被害実態報告(418名)と黒塗り公表
04年11月 原告団・日肝協が厚労省に要望書
07年10月16日 原告団・弁護団から再要望書
*418名リストに記載されていたと思える被害者を弁護
団が特定
国会審議で追及
10月19日 地下倉庫から発見
10月22日 厚労省調査プロジェクトチーム設置
11月30日 調査プロジェクトチーム報告

(2) フィブリノゲン製剤の納入医療機関リストの開示・公表について

1996年 薬害エイズ事件について、厚生省は納入医療機関2413を公表

2001年 薬害肝炎事件について厚労省が第8、第9因子製剤についての納入医療機関800を改めて公表

02年12月 家西悟氏から情報開示請求

→不開示決定処分（03年2月）

→原告団弁護士から厚労省への要望書（03年6月）

→内閣府情報公開審査会が開示答申（04年2月）

→家西氏が改めて開示要望（04年2月）

→04年12月 7000医療機関名を公表

3. 何のための、誰のための公文書管理か？

(1) 管理の目的、理念（第1条）

- ① 国民主権の理念
- ② 行政の適正かつ効率的運営
- ③ 国等の諸活動の国民への説明責任

(2) 法案の骨組み

- ① 行政文書ファイル等の保存期間（第10条）
- ② 保有期間満了後（第5条5項）は
 - i 歴史公文書等は国立公文書館等への移管
 - ii その他は廃棄

(3) 「歴史資料として重要な公文書その他」（移管）の判断は、どのような基準で、誰が行うのか？

* 国民主権は機能するのか？「行政の効率的運営」目的で大量廃棄の危険はないのか？法案は管理法か廃棄法か